

伊平屋村新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業の交付要綱を次のように定める。

伊平屋村告示第2-1号

令和4年1月19日

伊平屋村長 名 嘉 律 夫



伊平屋村新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症の患者（無症状病原体保有者を含む。以下同じ。）のうち、やむを得ず伊平屋村内の自宅で療養する者、及び「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版国立感染症研究所感染症疫学センター制定）」において、濃厚接触者となった者（以下「自宅療養者」という。）に対する支援（以下「支援等」という。）を行うことを目的とする。

(支援対象者)

第2条 村内に住所を有する自宅療養者のうち、村からの聞き取りに対し支援等を希望する旨を申し出た者。

(支援内容)

第3条 支援等の内容は自宅療養が必要になった日数に応じて、上限を6万4千円程度とする。

(支援金の返還)

第4条 村長は、偽りその他不正行為によってこの支援を受けた者に対して、その全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行し、令和4年1月4日から適用する。